

監査公表第 18 号（令和 6 年 6 月 7 日、県公報第502号登載）  
公営企業定期監査結果に基づく措置通知（令和 5 年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9 項の規定により報告した病院事業、流域  
下水道事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査の結果（令和 6  
年 3 月 26 日 5 監総第936号）に基づき、知事及び企業管理者から措置を講じた旨の通知が  
あったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 7 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

福岡県監査委員 塩 川 正 一 殿  
同 世 利 洋 介 殿  
同 森 行 一 殿  
同 大 島 道 人 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 6 年 3 月 2 6 日 5 監総第 9 3 6 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部 下水道課 (流域下水道事業 会計)	遠賀川中流流域下水道維持管理負担金の算定を誤ったため、調定金額が不足していた。	令和 4 年度分の徴収不足の指摘を受け、公営企業会計が適用された令和 2 年度以降の算定内容を改めて精査した。 その結果、令和 2 年度及び 3 年度は過徴収であり、令和 2 年度から 4 年度までの過不足の合算でも過徴収であったことから、当該過徴収分を令和 5 年 9 月 8 日に還付した。 所属長は、担当者及びその上司に対し、以下について徹底するよう指示した。 ・負担金の算定に当たっては、各市町の算定方法を十分確認すること。 ・これまで使用していた算定様式について、前年度の精算分と当年度分を区別するよう見直し令和 6 年度から使用すること。 ・請求事務の処理に当たっては、業務マニュアルや内部統制に係るリスク対応シートにより算定方法等を確認すること及び起案文書に会計事務チェックシートを添付すること。

福岡県監査委員 塩川正一 殿  
同 世利洋介 殿  
同 森行一 殿  
同 大島道人 殿

企業管理者 野田 和孝

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
企業局管理課 (電気事業会計)	電気事業において、契約に基づき送配電会社が県に対し補填する経費について、調定を遅延して行っていた。	当該事業者と締結している覚書について、これまで別であった前年度分経費の精算分の請求時期（7月）と当該年度分経費の請求時期（9月）を7月に統一するよう見直し、調定の遅れが生じないようにした。 所属長は、担当者及びその上司に対し、以下について徹底するよう指示した。 ・契約書等に定める請求事務の内容に基づき業務マニュアルを作成し処理スケジュールを共有すること。 ・請求事務の処理に当たっては、業務マニュアルや内部統制に係るリスク対応シートにより請求時期等を確認するとともに起案文書に会計事務チェックシートを添付すること。